

2008年度 東北大学法科大学院入学試験

試験科目：民事法(民法)

以下の第1問（論述式）および第2問（短答式）すべてに答えなさい。

第1問

債務者の行為が詐害行為取消権の対象となりうるか否かはどのような基準で判断されるべきかについて、次に掲げる①、②、③の行為を素材にしつつ、論じなさい。必要があれば、事実を補いつつ論じること。

- ① 不動産の贈与
- ② 一部の債権者への弁済
- ③ 不動産の売却

第2問 以下の小問1から小問4に答えなさい（なお、解答用紙への解答は、たとえば、小問1 =□、小問2 =□、小問3 =□、小問4 =□というような形で[□の部分は各小間に対する回答となる算用数字]記入してください）。

小問1 以下のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組み合わせを示したものを1～5の中から1つ選びなさい。なお、アからオまでの記述は、それぞれ独立のものとする。

- ア AがSに対して有する1000万円の貸金債権につき、AがBに譲渡する旨の契約をAB間で締結した。AがSに対して確定日付なき書面による通知をなした場合、SはBからの1000万円の支払請求を拒否することができない。
- イ AがSに対して有する1000万円の貸金債権につき、AがBに譲渡する旨の契約をAB間で締結した。BがAに代位してSに対し確定日付ある書面による通知をなした場合、SはBからの1000万円の支払請求を拒否することができない。
- ウ AがSに対して有する1000万円の貸金債権につき、AがBに譲渡する旨の契約をAB間で締結した後、Aは同一の債権をCに譲渡する旨の契約をCとの間で締結した。Aによる、AB間の譲渡に関する確定日付ある書面による通知が、同じくAによる、AC間の譲渡に関する確定日付なき書面による通知に後れてSに到達した場合、SはCからの1000万円の支払請求を拒否することができない。
- エ AがSに対して有する1000万円の貸金債権につき、AがBに譲渡する旨の契約をAB間で締結した。この譲渡の前に、Sの保証人DがAに対し債権全額の弁済を行っており、かつ、SがDの弁済の事実を知らずにAに対してAB間の譲渡につき異議なき承諾をなした場合には、SはBからの1000万円の支払請求を拒否することができない。
- オ 法人であるAがSに対して有する1000万円の貸金債権につき、AがBに譲渡する旨の契約をAB間で締結した。この債権のAからBへの譲渡について、動産・債権譲渡特例法（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律）に基づく債権譲渡登記が行われても、Sに対する通知またはSの承諾がなければ、SはBからの1000万円の支払請求を拒否することができる。

- 1 アイ
- 2 イウ
- 3 ウエ
- 4 エオ
- 5 オア

小問2 消滅時効の援用に関する以下のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らして誤っているものの組み合わせを示したものを1～5の中から1つ選びなさい。なお、アからオまでの記述は、それぞれ独立のものとする。

- ア 連帶保証人は、主たる債務の消滅時効を援用することができる。
- イ 物上保証人は被担保債権の消滅時効を援用することができる。
- ウ 一般債権者は、債務者が無資力状態に陥っているとしても、その債務者が負う別の債務について、代位によって消滅時効を援用することはできない。
- エ 抵当不動産の第三取得者は当該抵当権の被担保債権の消滅時効を援用することはできない。
- オ 後順位抵当権者は、先順位抵当権の被担保債権の消滅時効を援用することはできない。

- 1 アイ
- 2 イオ
- 3 ウエ
- 4 アウ
- 5 エオ

小問3 相続による権利義務の承継に関する以下のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らして正しいものの組み合わせを示したものを1～5の中から1つ選びなさい。

- ア 無権代理人が本人を共同相続した場合、無権代理行為は当然に有効とはならない。
- イ 不法行為に基づく慰謝料請求権は、被害者が生前に請求の意思を表明しなくとも、被害者の死亡時に当然に相続人に承継される。
- ウ 建物を賃借し、そこに内縁の配偶者と共に居住していた賃借人が死亡した場合、賃借人の相続人は被相続人の内縁の配偶者と共に、同建物の賃借人としての権利義務を当然に承継する。
- エ 被相続人が死亡の時に占有していた物件に対する占有権は、相続人が相続の開始を知らず、同物件に対する事実的支配を行っていない場合であっても、被相続人の死亡時に当然に相続人に承継される。
- オ 繙続的取引により生ずる債務についてなされた期間の定めのない継続的保証契約における保証人が死亡した場合、その相続人は保証人の地位を当然に承継し、保証人の死亡後に生じた債務についても保証債務を負担する。

- 1 アイウ
- 2 アイエ
- 3 イエオ
- 4 アウオ
- 5 ウエオ

小問4 Aは、その所有する動産甲を、Bに寄託している。この場合に関する以下のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組み合わせを示したものとし1～5の中から1つ選びなさい。なお、アからオまでの記述は、それぞれ独立のものとする。

- ア AがCに対して動産甲を譲渡した場合には、AはBに対して以後Cのために動産甲を保管すべきことを命じ、Bがこれを承諾することによって、Cは動産甲の占有権を取得する。
- イ DがAから動産甲を譲り受けた場合、判例によれば、Dは、動産甲の引渡しを受けていなくとも、その所有者としてBに対して、動産甲を自己に引き渡すように請求することができる。
- ウ Bの債権者Eが、動産甲をBの財産であると誤信してその競売を申し立て、Fがこれを買い受けた場合には、FがBを動産甲の所有者であると信じておりそのことについて過失がなかったとしても、Fの即時取得は成立しない。
- エ Bが、動産甲を、自己の所有物であると偽ってGに売却し、Gが占有改定によってその占有権を取得した場合であっても、判例によれば、Gの即時取得は成立しない。
- オ Bが、Hから金銭を借り受けるために、動産甲について、これを自己の所有物であると偽ってHのために質権を設定し、同人に対して現実の引渡しをした。この場合において、Hが動産甲の所有者はBであると信じておりそのことについて過失がなかったときは、Hは動産甲を目的物とする質権を即時取得する。

- 1 アウ
- 2 イエ
- 3 ウオ
- 4 アエ
- 5 イオ

以上